

## 平成22年度PRTRデータの概要について ～化学物質の排出量・移動量の集計結果～ (岩手県)

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法、いわゆるPRTR法)に基づき、化学物質排出移動量届出制度(いわゆるPRTR)が平成14年4月より開始されました。

PRTRでは、届出の対象となる462種類の化学物質について、事業者は環境への排出量や廃棄物等に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果集計し、公表することとなっております。

今回の集計結果は、平成22年度に事業者が把握した排出量・移動量について、平成23年度内に行われた届出を取りまとめたものであり、国が集計したデータを基に本県独自の集計を行ったものです。

今回届出のあった事業所は、岩手県で488事業所(全国の1.3%、全国36,491事業所、平成21年度531事業所)であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約2,437トン(全国の1.3%、全国約183千トン、平成21年度:約2,259トン)、移動量の合計は約1,040トン(全国の0.5%、全国約198千トン、平成21年度:約1,025トン)でした。

なお、今回報告分から把握対象物質が354物質から462物質に見直されており、見直しの前後で継続指定届出対象物質として指定された物質(276物質)は、排出量約2,327トン(前年度2,252トン)、移動量は約823トン(平成21年度878トン)でした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量(対象業種からの届出対象外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量自動車などの移動体からの排出量)については、岩手県の合計で約3,819トン(全国の1.4%、全国約270千トン、平成21年度:約3,809トン)でした。

県では、東日本大震災津波による被害を受けた事業所に対して、平成22年度実績の届出について、引き続き関係機関と連携し届出方法等について助言、指導します。

PRTR制度について詳しくは、環境省のPRTRのホームページをご確認ください。

: (環境省環境保健部) <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

岩手県のデータにつきましては、以下のホームページでも公開しております。

: (岩手県トップページ>環境>大気・水・化学物質>化学物質に関すること>PRTR)

## 1. 排出量・移動量の届出状況

平成23年度（届出期間：平成23年4月1日から12月30日まで）には、平成22年度に事業者が把握した排出量・移動量について、岩手県には488事業所（全国で36,491事業所）から届出がありました。

業種別及び市町村別の届出状況は以下のとおりです。

### 業種別の届出状況

（単位：事業所）

業 種	届出数	業 種	届出数
製造業		電気機械器具製造業	16
食料品製造業	2	輸送用機械器具製造業	13
飲料・たばこ・飼料製造業 （酒類製造業及びたばこ製造業を除く）	1	船舶製造・修理業、船用機関製造業	1
繊維工業	1	精密機械器具製造業	8
木材・木製品製造業	4	その他の製造業	2
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	下水道業	39
出版・印刷・同関連産業	1	鉄道業	1
化学工業	9	倉庫業	2
医薬品製造業	4	石油卸売業	24
プラスチック製品製造業	9	燃料小売業	253
ゴム製品製造業	1	洗濯業	2
なめし革・同製品・毛皮製造業	3	計量証明業	1
窯業・土石製品製造業	4	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	36
鉄鋼業	4	産業廃棄物処分業	6
非鉄金属製造業	3	特別管理産業廃棄物処分業	1
金属製品製造業	22	高等教育機関	1
一般機械器具製造業	9	自然科学研究所	1
		合 計	488

### 市町村別の届出件数

（単位：事業所）

市町村	届出数	市町村	届出数	市町村	届出数
盛岡市	82	奥州市	49	大槌町	2
宮古市	17	雫石町	5	山田町	2
大船渡市	6	葛巻町	4	岩泉町	1
花巻市	41	岩手町	4	田野畑村	0
北上市	69	滝沢村	22	普代村	0
久慈市	6	紫波町	12	軽米町	1
遠野市	13	矢巾町	12	野田村	2
一関市	64	西和賀町	7	九戸村	2
陸前高田市	4	金ヶ崎町	10	洋野町	2
釜石市	16	平泉町	2	一戸町	4
二戸市	9	藤沢町	4		
八幡平市	11	住田町	3	合計	488

※注 届出の対象となる事業者は、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の化学物質（462物質）を取り扱っている事業者のうち、従業員数が21人以上の製造業など政令で定める24の業種で年間取扱量1トン以上の事業所等一定の要件に該当する事業者です。

## 2. 集計結果の概要

### (1) 届出排出量・移動量

#### ア 全国及び岩手県、全事業所及び全物質の届出排出量・移動量

全国の事業所から届出のあった総排出量・移動量は約 381 千トンであり、内訳は総排出量約 183 千トン、総移動量約 198 千トンとなっています（以下、「約」は省略。）。

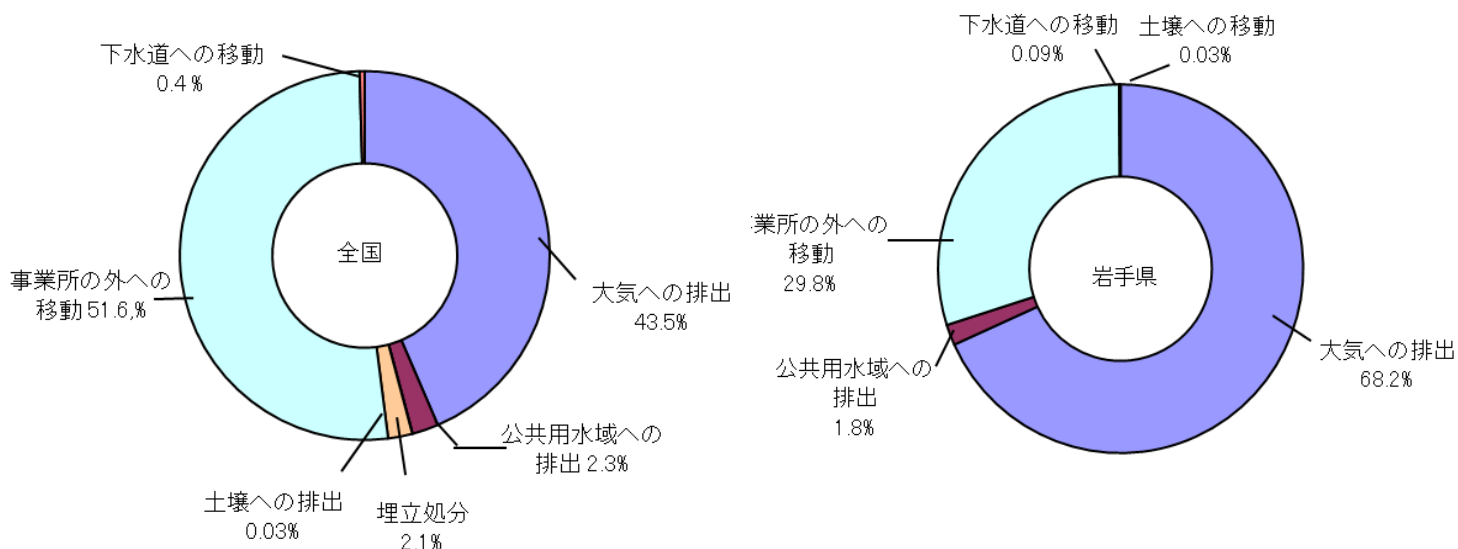
うち、岩手県内の事業所から届出のあった総排出量・移動量は 3,477 トンで、全国の排出量・移動量の総量の 0.91%にあたります。また、内訳は総排出量が 2,437 トン、総移動量が 1,040 トンでした。

#### 届出排出量・移動量

(単位:トン/年)

排出・移動先	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
大気への排出	165,820	43.5	2,373	68.2
公共用水域への排出	8,749	2.3	63	1.8
土壌への排出	118	0.03	1	0.03
埋立処分	8,045	2.1	0	0.0
排出量合計	182,732	48.0	2,437	70.1
下水道への移動	1,713	0.4	3	0.09
事業所の外への移動	196,386	51.6	1,037	29.8
移動量合計	198,099	52.0	1,040	29.9
排出量・移動量合計	380,831	100	3,477	100

#### 総排出量・移動量の構成（全国・岩手県）



## イ 岩手県の届出事業所における届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位 10 物質の合計は 3,007 トンで、総届出排出量・移動量 3,284 トンの 87%にあたります。また、上位 3 物質の合計は 2,373 トンで、総届出排出量・移動量 69%にあたります。

上位 5 物質は、  
金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

- ① 塩化メチレン [1,482 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

- ② キシレン [471 トン]  
③ トルエン [420 トン]

排水処理施設での凝集剤等として用いられる

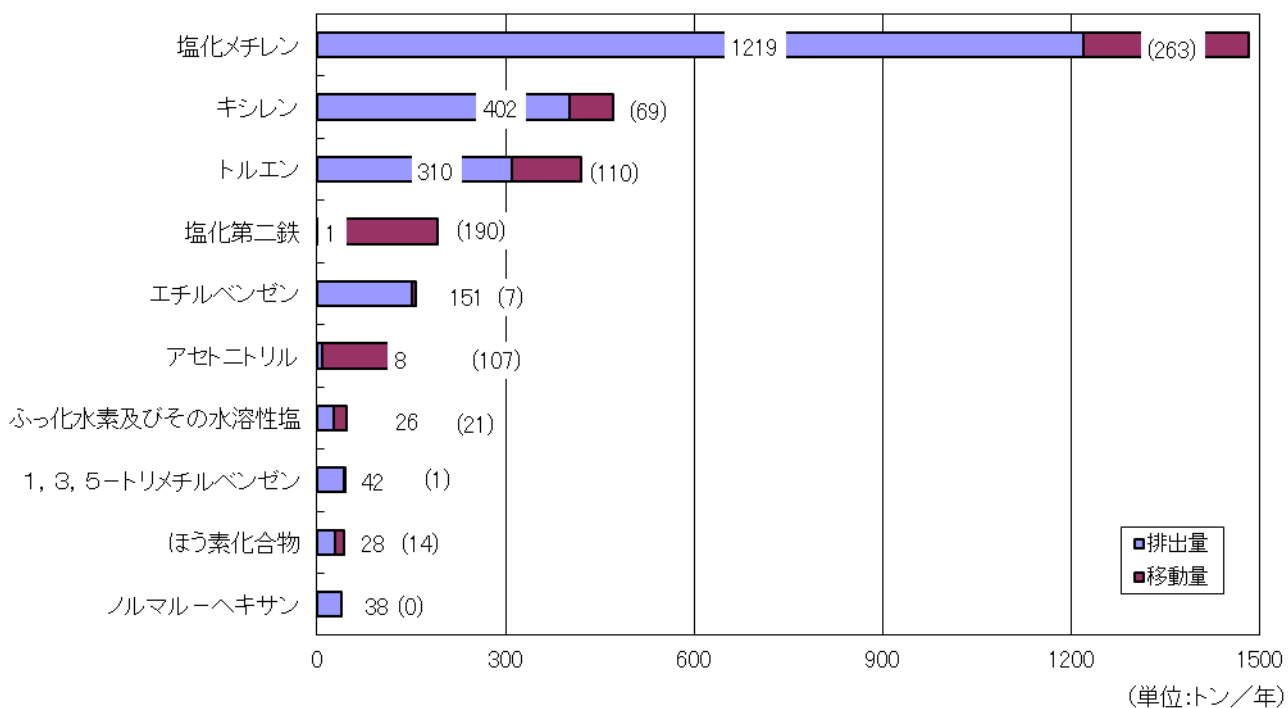
- ④ 塩化第二鉄 [191 トン]

合成樹脂原料、溶剤として用いられる

- ④ エチルベンゼン [158 トン]

の順となっています。

届出排出量・移動量上位 10 物質とその量



## ウ 岩手県の届出事業所における届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位 10 物質の合計は 2,279 トンで、総届出排出量 2,437 トンの 94%にあたります。

上位 5 物質は、  
金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

① 塩化メチレン [1,219 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② キシレン [402 トン]

③ トルエン [310 トン]

合成樹脂原料、溶剤として用いられる

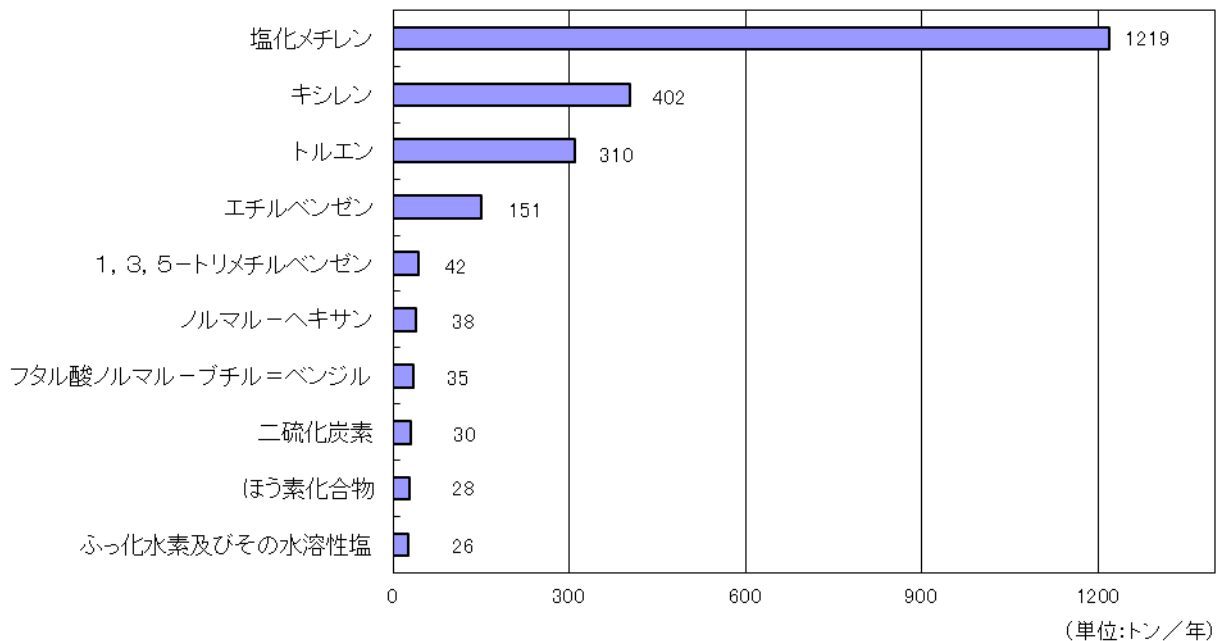
④ エチルベンゼン [151 トン]

染料、顔料、工業薬品原料として用いられる

⑤ 1, 3, 5-トリメチルベンゼン [42 トン]

の順となっています。

### 届出排出量上位 10 物質とその量



## エ 岩手県の届出事業所における業種別の届出排出量・移動量

岩手県では、届出対象 45 業種（製造業 23 業種、非製造業 22 業種）中、33 業種（製造業 21 業種、非製造業 12 業種）から届出がありました。

製造業からの排出量・移動量の合計は 3,477 トンで、全業種からの総排出量・移動量 3,477 トンの 97%にあたります。

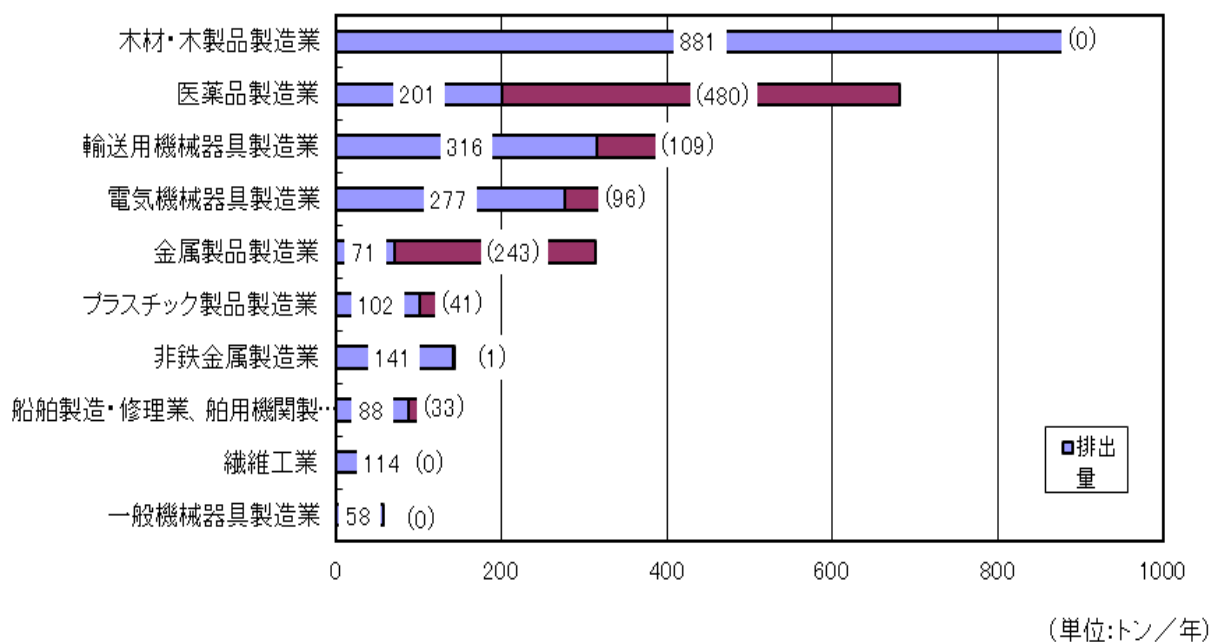
また、排出量・移動量の多い上位 10 業種の合計は 3,252 トンで全業種からの排出量・移動量の合計の 94%にあたります。

上位 10 業種は

① 木材・木製品製造業	[881 トン]
② 医薬品製造業	[681 トン]
③ 輸送用機械器具製造業	[425 トン]
④ 電気機械器具製造業	[373 トン]
⑤ 金属製品製造業	[314 トン]
⑥ プラスチック製品製造業	[143 トン]
⑦ 非鉄金属製造業	[142 トン]
⑧ 船舶製造・修理業、船用機関製造業	[121 トン]
⑨ 繊維工業	[114 トン]
⑩ 一般機械器具製造業	[ 58 トン]

の順になっています。

届出排出量・移動量上位 10 業種とその量



## オ 岩手県の届出事業所における業種別の届出排出量

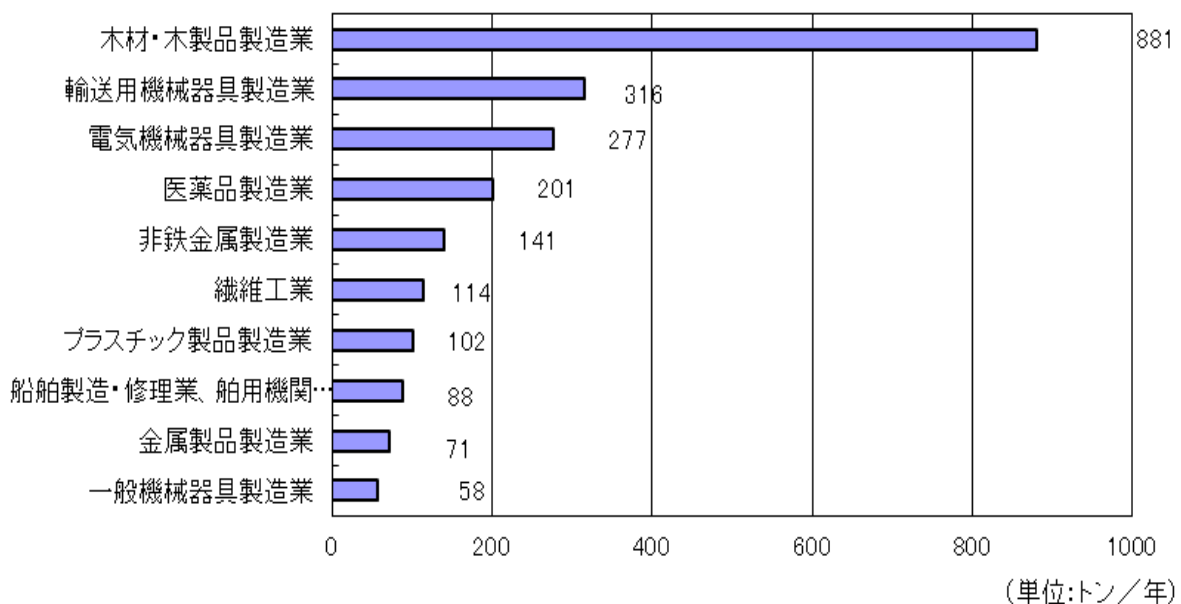
排出量の多い上位 10 業種の合計は 2,249 トンで、全業種からの排出量の合計 2,437 トンの 92%にあたります。

上位 10 業種は

①	木材・木製品製造業	[881 トン]
②	輸送用機械器具製造業	[316 トン]
③	電気機械器具製造業	[277 トン]
④	医薬品製造業	[201 トン]
⑤	非鉄金属製造業	[141 トン]
⑥	繊維工業	[114 トン]
⑦	プラスチック製品製造業	[102 トン]
⑧	船舶製造・修理業、船用機関製造業	[ 88 トン]
⑨	金属製品製造業	[ 71 トン]
⑩	一般機械器具製造業	[ 58 トン]

の順になっています。

届出排出量上位 10 業種とその量



## カ 市町村別の届出排出量・移動量の集計結果

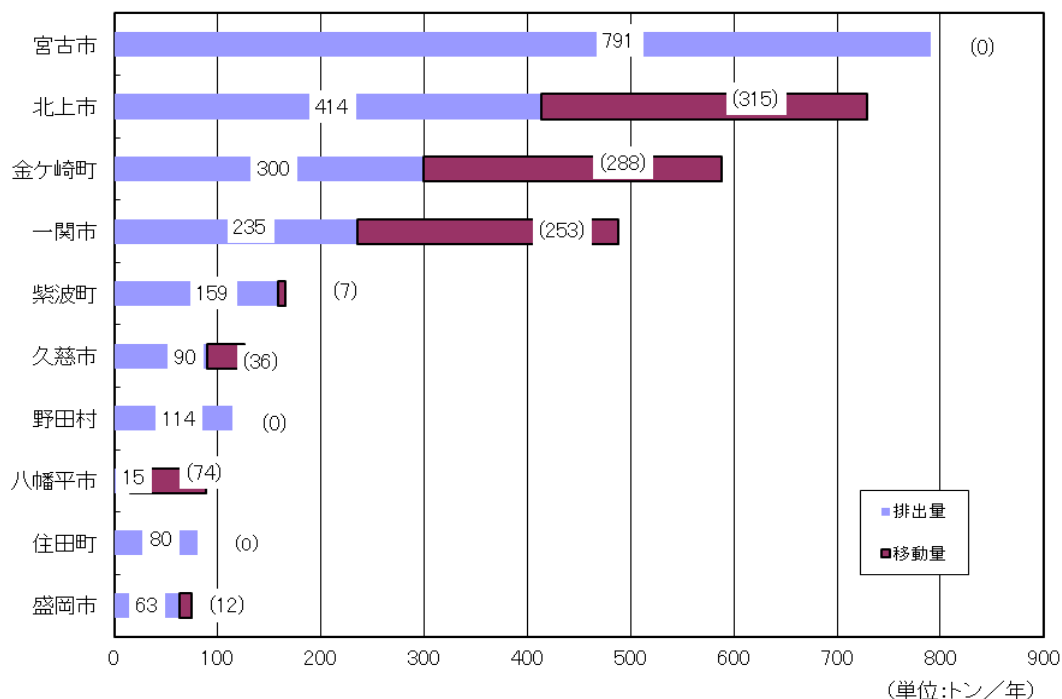
届出排出量・移動量の上位 10 市町村は、次のとおりとなっています。

上位 10 市町村は

①	宮古市	[791 トン]
②	北上市	[729 トン]
③	金ヶ崎町	[588 トン]
④	一関市	[488 トン]
⑤	紫波町	[166 トン]
⑥	久慈市	[126 トン]
⑦	野田村	[114 トン]
⑧	八幡平市	[ 89 トン]
⑨	住田町	[ 80 トン]
⑩	盛岡市	[ 75 トン]

の順になっています。

届出排出量・移動量上位 10 市町村とその量





## (2) 届出外排出量の推計値

### ア 全国データと岩手県データの比較

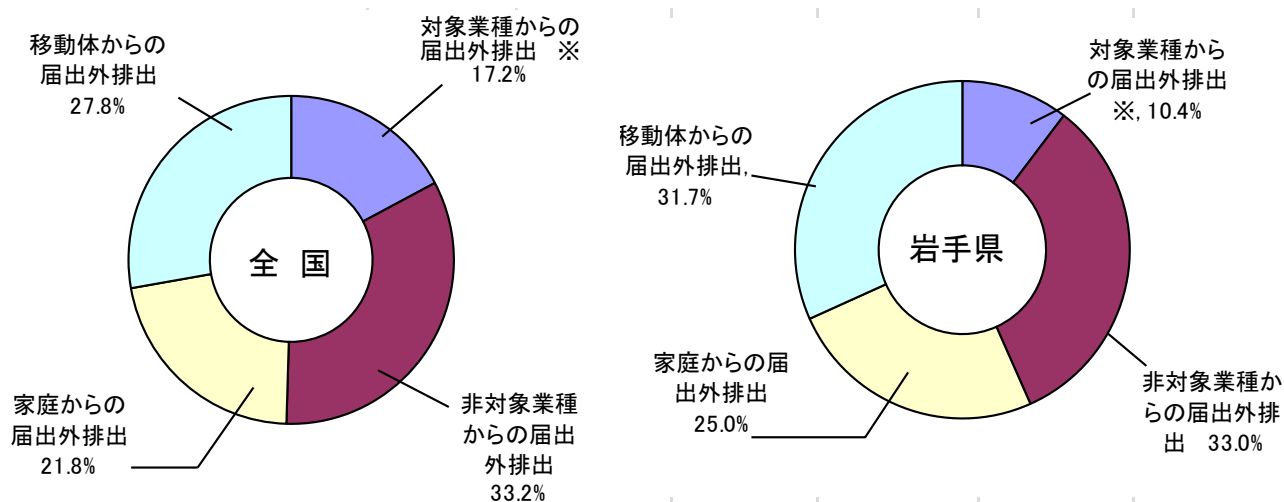
経済産業省及び環境省が推計を行った平成 22 年度の全国の届出外排出量の推計値の合計は、25 千トンであり、うち岩手県分は 3,819 トンで、全国のデータの 1.4%にあたります。その内訳は、以下のとおりです。

届出外排出量(単位:トン/年)

排出源	全国	構成比 (%)	岩手県	構成比 (%)
対象業種からの届出外排出※	46,562	17.2	396	10.4
非対象業種からの届出外排出	89,839	33.2	1,259	33.0
家庭からの届出外排出	58,827	21.8	953	25.0
移動体からの届出外排出	75,041	27.8	1,211	31.7
合計	270,269	100.0	3,819	100.0

※対象業種に属する事業を営む事業者からの排出であるが、従業員数、取扱量等の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

### 届出外排出量



## イ 物質別排出量

届出対象外排出量の多い上位 10 物質の合計は 3,024 トンで、総届出外排出量トンの 79.2%にあたります。

上位 5 物質は、  
塗料等溶剤として幅広く用いられる

- ① キシレン [779 トン]
- ② トルエン [666 トン]

洗浄剤として用いられる

- ③ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [526 トン]

洗浄剤などに用いられる

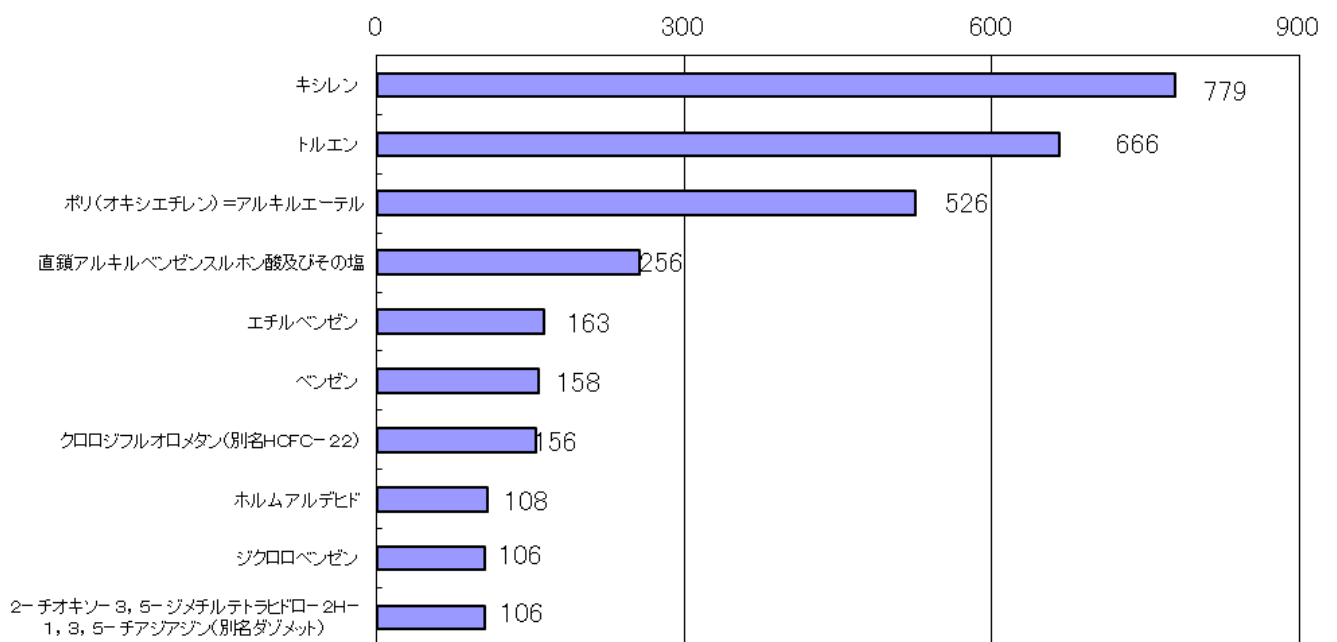
- ④ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [256 トン]

合成樹脂原料、溶剤として用いられる

- ⑤ エチルベンゼン [163 トン]

の順となっています。

届出外排出量上位 10 物質とその量



(単位:トン/年)

## ウ 移動体からの排出量推計値（全国データと岩手県データの比較）

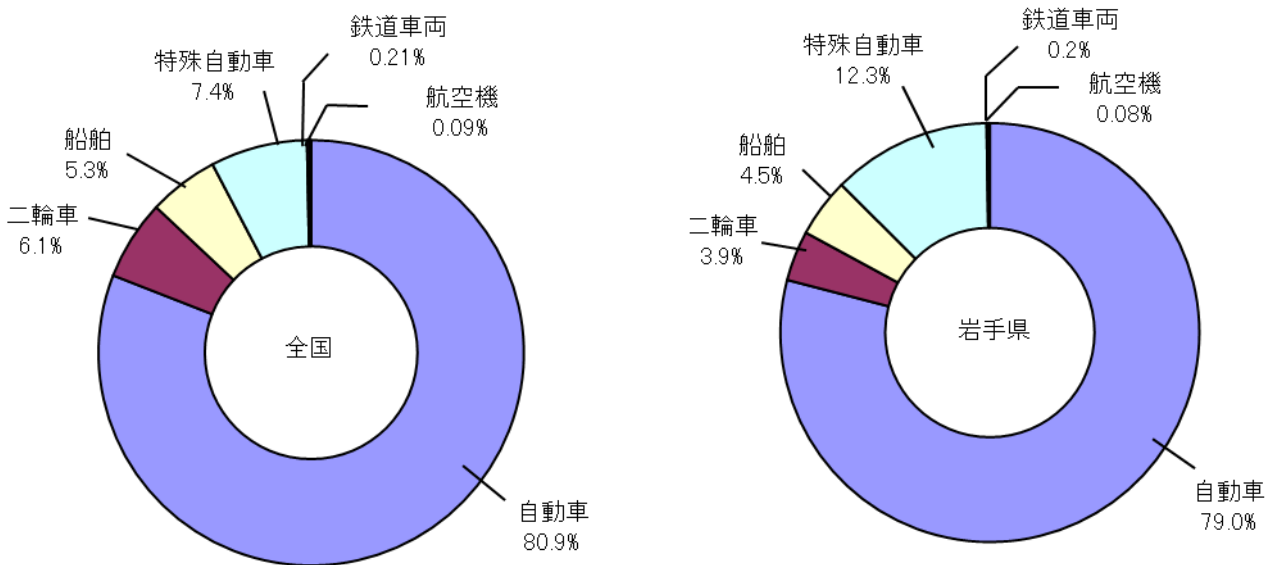
届出外排出量のうち移動体からの排出量推計値 1, 212 トンであり、その内訳は以下のとおりです。

移動体からの排出量（単位：トン／年）

排出源	全国	構成比 (%)	岩手県	構成比 (%)
自動車	60, 725	80. 9	958	79. 0
二輪車	4, 559	6. 1	47	3. 9
船舶	3, 997	5. 3	55	4. 5
特殊自動車 (※)	5, 529	7. 4	149	12. 3
鉄道車両	161	0. 2	2	0. 2
航空機	70	0. 1	1	0. 1

※産業機械、建設機械、農業機械

移動体からの排出量



### (3) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の推計値を合算した岩手県の排出量の総量は6,257 トンで、全国の排出量の総量は453 千トンの1.4%にあたります。

岩手県で排出量の多い上位5物質は、

金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

① 塩化メチレン [ 1,231 トン]

塗料等溶剤として用いられる他、自動車などの排出ガス、接着剤・塗料等に含まれる

② キシレン [ 1,181 トン]

③ トルエン [ 976 トン]

洗浄剤として用いられる

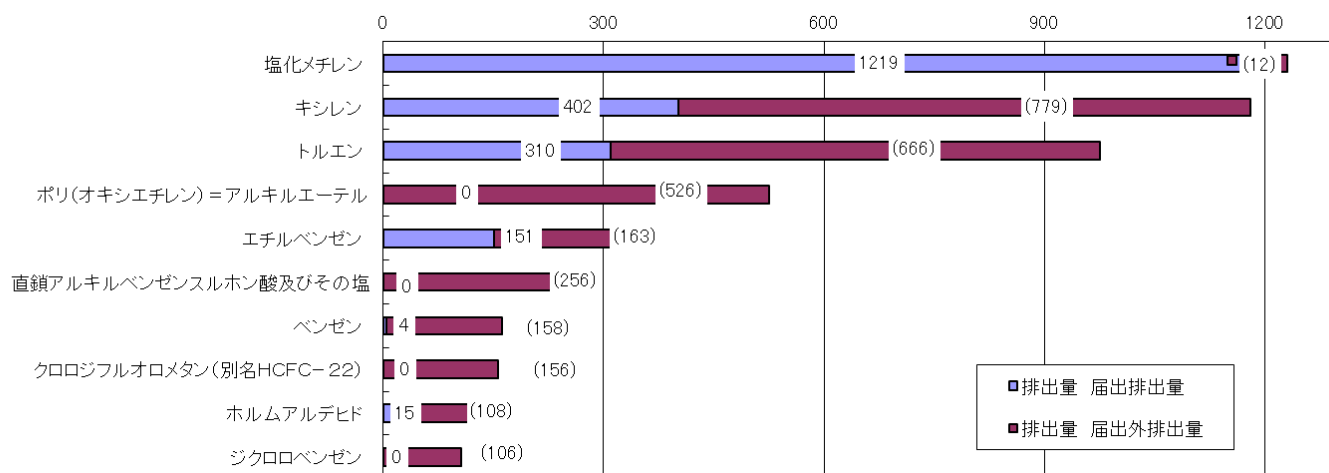
④ ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル [ 526 トン]

合成樹脂原料、溶剤として用いられる

⑤ エチルベンゼン [ 314 トン]

の順となっています。

#### 届出排出量・届出外排出量上位10物質とその量



(単位:トン/年)

( ) 内は届出排出量

#### (4) 岩手県の特定第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果

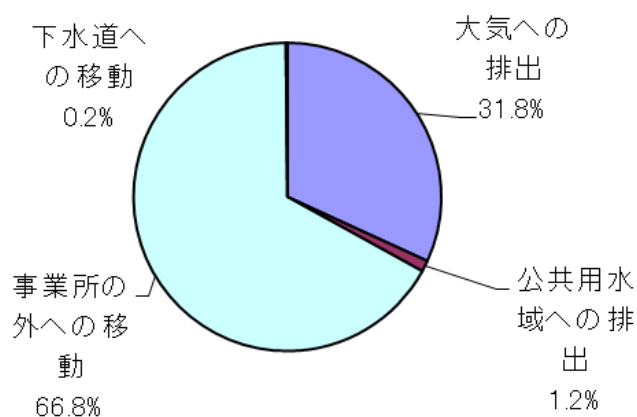
人に対して発がん性のある特定第一種指定化学物質の総届出排出量・移動量は、56.7 トンであり、内訳は、総排出量 18.7 トン、総移動量 38 トンとなっています。

#### 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量

物質 番号	対象物質 物質名	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出・ 移動量合計
		大気	公共用 水域	土壌	埋立	合計	下水道へ の移動	廃棄物 移動	移動量 合計	
33	石綿	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	エチレンオキシド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	カドミウム及びその化合物	4	5	0	0	9	0	0	0	9
88	六価クロム化合物	13	51	0	0	64	0	679	679	743
94	クロロエチレン (別名塩化ビニル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
243	ダイオキシン類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
305	鉛化合物	29	52	0	0	81	0	11,666	11,666	11,748
309	ニッケル化合物	0	291	0	0	291	90	19,201	19,291	19,582
332	砒素及びその無機化合物	0	47	0	0	47	0	0	0	47
351	1, 3-ブタジエン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
385	2-ブロモプロパン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
394	ベリリウム及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
397	ベンジリジン=トリクロリド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	ベンゼン	3,447	217	4	0	3,668	0	1,500	1,500	5,168
411	ホルムアルデヒド	14,575	6	0	0	14,581	0	4,900	4,900	19,481
243	ダイオキシン類※	1,342	125	0	5,140	6,607	0	18,377	18,377	24,984
	合計	18,068	669	4	0	18,741	90	37,946	38,036	56,778

※ 単位:mg-TEQ/年

#### 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量



## (5) 岩手県の新規対象物質に係る届出排出量・移動量の集計結果

平成 20 年 11 月に行われた政令の改正により、平成 22 年度以降に排出量を把握すべき第一種指定化学物質として新たに新規化学物質 186 物質が追加となり、全国の事業所からの総排出量・移動量は 47 千トン（総排出量・移動量比率 12%）であり、その内訳は総排出量 19 千トン（同 5%）、総移動量 28 千トン（同 7%）となっています。

本県では 17 物質について届出があり、総排出量・移動量は 326 トン（総排出量・移動量比率 9%）であり、その内訳は総排出量 110（5%）トン、総移動量 216 トンです。

岩手県で排出量の多い上位 5 物質は、

金属腐食剤や工場排水処理等の凝集沈殿剤などに用いられる

① 塩化第二鉄 [ 191 トン]

合成樹脂の重合溶剤、接着剤、塗料やインキなどの溶剤として用いられる

② ノルマルーヘキサン [ 38 トン]

接着剤、塗料などの原料として用いられる。

③ メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート [ 29 トン]

有機合成用の溶媒、触媒等に用いられる

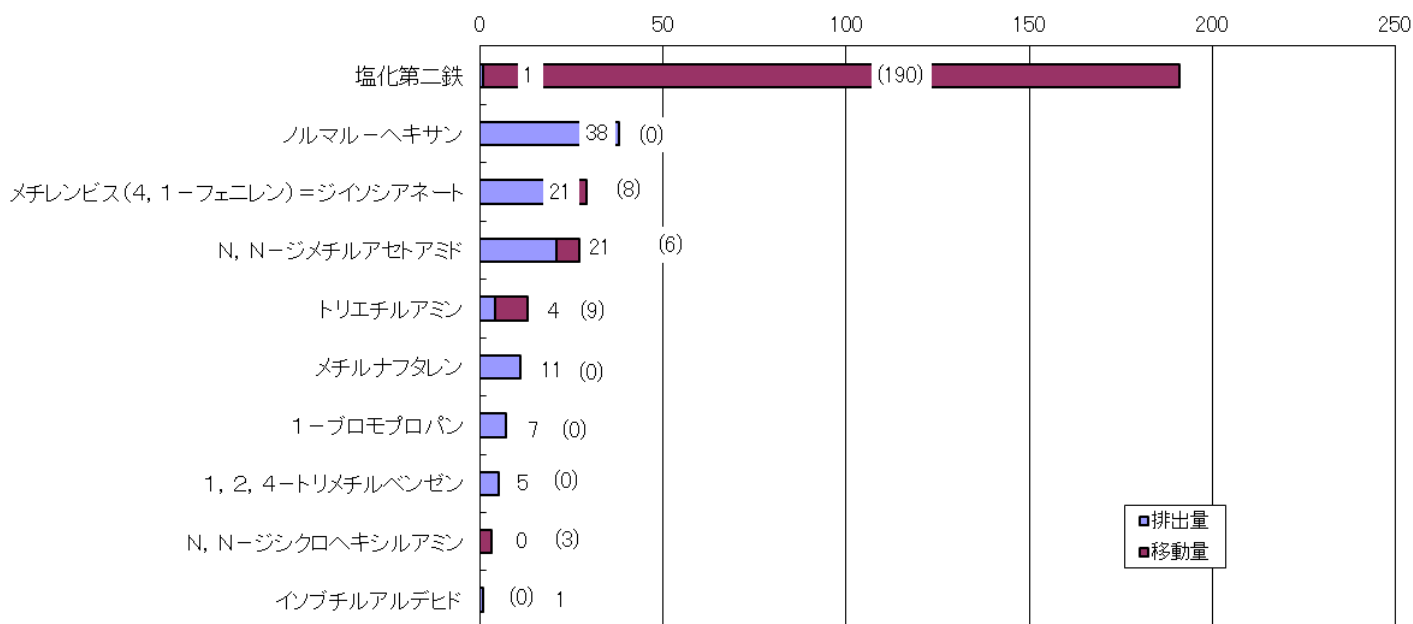
④ N, N-ジメチルアセトアミド [ 27 トン]

医薬品、染料、ゴム薬品などの原料として用いられる

⑤ トリエチルアミン [ 13 トン]

の順になっています。

新規対象物質の届出排出量・移動量の上位順



(単位:トン/年)

### 3 排出量上位5物質に関するデータ

物質名	塩化メチレン	用 途	金属洗浄、反応・合成用溶媒
毒 性	皮膚・粘膜刺激、中枢神経障害（麻酔作用）	環境基準等	大気環境基準：0.15mg/m <sup>3</sup> 以下 水質環境基準：0.02mg/l以下
発ガン性評価	2 B		
県内での測定結果	大気：8地点（超過なし） 水質：河川45地点（検出せず）、湖沼5地点（検出せず）、海域4地点（検出せず）		

物質名	キシレン	用 途	塗料溶剤、自動車排ガス・接着剤等に含まれる
毒 性	めまい、し眠、頭痛、吐き気	環境基準等	水質指針値：0.4mg/l以下 悪臭規制基準：1～5ppm
発ガン性評価	3		
県内での測定結果	水質：河川6地点（検出せず）		

物質名	トルエン	用 途	塗料溶剤、自動車排ガス・接着剤等に含まれる
毒 性	咳、咽頭痛、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、意識喪失	環境基準等	水質指針値：0.6mg/l以下 悪臭規制基準：10～60ppm
発ガン性評価	3		
県内での測定結果	水質：河川4地点（検出せず）		

物質名	エチルベンゼン	用 途	溶剤、塗料うすめ液、坑酸剤、燃料やガソリンなどに含まれる
毒 性	咳、めまい、し眠、頭痛	環境基準等	特になし
発ガン性評価	2 B		
県内での測定結果	特になし		

物質名	1,3,5-トリメチルベンゼン	用 途	溶剤、塗料うすめ液、坑酸剤、燃料やガソリンなどに含まれる
毒 性	眼や皮膚、呼吸器に対して刺激性がある	環境基準等	特になし
発ガン性評価	—		
県内での測定結果	特になし		

## 4 国公表資料及び個別の事業所データの開示について

- 国の公表資料は次のホームページに掲載されています。  
経済産業省 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)  
環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 個別事業所のP R T Rデータはホームページに掲載しています。また、個別事業所から届け出られたP R T Rデータをインターネット地図上に視覚的に分かりやすく表示するとともに、P R T Rデータを検索・閲覧できるようにしたP R T Rデータ地図上表示システムで個別事業所を地図から探したり、個別事業所のデータをグラフや図で見ることができます。( <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/> )  
化学物質排出把握管理促進法第10条の規定に基づき、引き続き個別の事業所から届出のあった排出量等のデータについて、国に対して所定の手数料を納付し、開示請求の手続を行うことにより、どなたでもデータを入手することができます。なお、開示請求に際しては、所定の手数料が必要です。  
詳しくは、上記のホームページをご確認ください。

### 【開示請求の窓口】

#### (経済産業省)

##### ○来訪による開示請求

経済産業省製造産業局化学物質管理課内（経済産業省本館7階西7）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

窓口受付時間：土日祝日を除く平日10時～17時まで（12：00～13：00を除く）

##### ○郵送による開示請求、その他の問い合わせ

経済産業省製造産業局化学物質管理課 P R T R開示窓口あて

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1511（内線3694、3695）、FAX 03-3580-6347

#### (環境省)

環境省環境保健部環境安全課内 P R T R開示窓口

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎第5号館25階

窓口受付時間：土日祝日を除く平日9時30分～17時まで（12：00～13：30を除く）

TEL 03-3581-3351（内線6358）、FAX 03-3580-3596



## **5 今後の取り組み**

今後、県では、化学物質による環境リスク低減に向けて、次のとおり地域における環境リスクの把握を行うとともに、県民、事業者及び行政による環境コミュニケーション推進のための取り組みを進めていく予定です。

### **ア P R T R対象物質の環境リスクの把握**

環境に多く排出されているP R T R対象物質について、引き続き常時監視を継続し、汚染実態の把握に努めるとともに、化学物質排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減、改善するよう助言・指導を行う。

また、東日本大震災津波による被害を受けた事業所については、これまで届出の実施が困難であった事例があるものと考えられることから、引き続き関係機関と連携のうえ、届出方法等について助言、指導する。

### **イ 環境コミュニケーションの推進**

工場・事業場を有する事業者が環境負荷等に関する情報について、近隣住民と意見交換を行い相互理解を深める環境コミュニケーションを普及するため、「いわて環境報告書バンク」の取り組みを推進します。また、県内に立地している工場・事業場を有する事業者による「地域とはじめる環境報告会」の開催を支援するとともに、研修会及びセミナー等による人材育成を図ります。